

何とも言えないとしても、最低一億円ぐらいの予測は立つと思うが、確言は避けたい。

いずれにしても、歳入面ではこの二点がその大きな補正の理由であらう。また、歳出についていえば人件費のベースアップ、さらには期末手当などということになる。

また、特別交付税についてですけれども、一億円ぐらいと申し込んだものの、いま当初予算にどのくらいつけ加えるか、はかりしなことは言えない。ただ、まだ臨調等の関係は本年度は影響を及ぼさない。特殊な風水害、豪雪、大風によつて大いに左右される性格のもですが、酒税、所得税、法人税の三二%中の六%が特別交付税の財源枠であるということであるから、そういう意味からすれば大幅な変化は予測されない。とすれば、いずれにしても現在の予算より下がることはないと思う。さればという昨年実績の二億九千万円、ただけるという確信は全くない。また、そういう性格のものでない。ただ当市としては何らかの特殊事情を見出して、要望すればもらへるというものでないにしても、粘り強く目標に向かつて努力していく覚悟であるというふうな話でございました。また、シルバー人材センターの財源については一千七百余万円ほど組んでおり、二〇〇%

執行されたという仮定をすると、国の補助金が七百五十万円、都の補助金が約五百九十万円、当市の持ち出しは三百九十九万円であるということでございます。

また四番目の一般寄付金の件についてでありますけれども、開発指導要綱に基つき、市としては要綱に基づく算出金額をあらゆる手段を打つてでもいただく覚悟であるという決意のほどの発言がございまして、その一般寄付金が高過ぎるとかあるは安過ぎるとか議論の余地があるわけありますけれども、要綱は全協においてもお諮りしてその内容を説明した上で了解をいただいて発足された要綱であり、総論的にはさう決着をつけていたんだという実情があると。したがって、現在のところは特別にその内容を改めろという考えは持っていないが、しかしながら、用地費あるいは建築費の額がその時点、時点で変わってくるのは明白であるので、現在の水準をとらえてスライド方式をとることになっておるので、そういう意味で特別に見直しが必要であるといった意見が強くなれば、市側としては、この点についての検討をしたいと思いますと思っております。

また、一般寄付金という語彙が適切かどうかという問題が出たわけありますけれども、確かに日常茶飯事にお金は寄付というボギマブラリーから受ける郷音

きというのはいささか異質の感が免れないけれども、確かにやううた意味で性格的には負担金的なものであるかもしれないが、しかし、指導要綱とは法律とかというものに基づいたものではないのだから、はっきりした負担金という歳入項目で受け入れるということについてはやはり若干の問題がある。究極的に申すならば、施業者あるいは分譲地主が市側の指導要綱に基づいて金を入れていたかどうかで、寄付金という概念がやはり一番妥当であり、かつまた指定寄付金というのではなくして、やはり一般寄付金ということを入れていただく方が妥当であろうということであらうな項目で歳入として入れたわけであるというふうな説明がございました。

テレビ受信施設設置工事負担金は、これは工事費の概算が二十万円でいうことでありまして、その三割ということで設計委託料六十万円というものが計上されたということであります。

また、身障通所訓練事業運営補助金につきましては、年間百六十万円の補助金がなされていくということと、一月十三万三千円ということになると、ただし、市で行った場合は補助対象にならないので、社会福祉協議会にやだねて民間

運営ということが都より特別に補助としてもらうと、そういう答弁でございました。

また、意見としては、繰越金の補正計上の時期を早めるようにしたらといったような意見も出てまいりました。

歳出についてもありますけれども、これは庁舎増築に関する庁舎基金としての積み立て理由は何かといったような質問であつたわけでありまして、庁舎もだんだん手狭になってきて、将来的な意味での増築ということも考へていただきたいということと積み立てられるときに積み立ておくとの意味で、しかも、今回の裏の借地権の問題ですけれども、ある程度目算がついたという時期でもあるので、当面のこととしたりからということと始めたものであるといったようなことであります。

次に教育費についての審査報告でございますけれども、これは大体三つぐらいございまして、一つとしたしましては、自動券売機購入の理由はどうかと。それから第八小学校用地に関する問題として、もし建築しないという結論が出た場合の購入用地の対処についてはどうかと。あるいはプールと体育館の合計水道料金並びに下水道に切りかえたときによるプールの費用並びにプールの入場料総額等

に對する質問がございました。

これに對しまして、公金を扱うという安全面と人件費の面、すなわち事務的
繁雜により間違えられては困る。また、その配慮から一入増員するものであった
ならば、今度は人件費の面においてデメリットを生ずると。こういった意味でぜひ
とも原案のとおりというふうなことで、やうなわけであります。

それから、仮称第八小学校の用地買収の件でありますけれども、現時点では
これ以外に確定的事實はないと。また、建つないといった結論が出たわけじゃない
ので買収だけはしてきたい。と同時に、法的にも自己財源で全部買収して、
これらの買収を全部完了する方向に進めると。その間にたとえば教育委
員会の方針が出るといふことがあれば、それはその利用方法については建築す
るか否かを十分総合的に検討して今後の問題を考へていくつもりである。
何はともあれ、いまの時点においては八小用地は建築という目的に向かつて用地買
収であるので、現時点では何らかの措置を取るべきという時期ではないか。
したがって、今後は何らかの措置すべき必要が生じればそれ相應の対応はしてい
なければならぬといふふうな答弁がございました。

プールの下水道費は六月から九月まで約百八十万円程度と推定されると。
また、体育館の水道が三百万円程度ふえ、その三分の一程度が下水道料と
なろうと。また、プール動員数並びに売り上げは、昨年は冷夏であったために、
ことは大幅に上回つて、また、下水道料金が仮に上昇してくれば利用料金も上
がるであらうという結論が、これは来年度の四月ごろまでには出すつもりである。
これら議案につきまして、慎重審査の結果、全員一致で可決をいたしましたわけ
でございます。

どうか、ひとつ御審査を賜りまして、当委員会報告どおり御決定くださ
いますようお願いを申し上げます。御報告とさせていただきます。

○議長(天次性男君) 次に建設委員長高水惣八君。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名をいただきましたので、議案第九十二号昭和
五十六年度福生市一般会計補正予算(第三号)歳入歳出予算のうち建設
委員会所管分について、御報告申し上げます。

本議案に對する当委員会審査結果は、お手元に配付の審査報告書

のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただき、審査内容について大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

最初に建設関係、後に経済関係について報告したいと思っております。

関係部長より、失業対策でございますが、失業対策総務費で五万一千円の補正、これは職員の人件費でございます。

次に土木費の道路河川橋りょう総務費で百五万五千円の補正ですが、これも職員の手当の補正でございます。道路新設改良費で七百二十七万四千円の補正ですが、内容といたしましては、工事請負費として一千三百万円。これは郡の補助金をもらう一部の工事でございますが、場所としては二〇三号線奥多摩街道から加美クラブの間の道路の舗装の打ちかえでございます。それから、わかざり会館があります。そこから青梅線方向に行きますと三角点のような所がありまして、下のわかざり会館から行くと四小裏に出る道路があり、その角に、雨が降ると相当の雨水がたまるということから排水施設を設置したということ。一千三百万円を計上いたしました。それから、用地買収費で五百七十一万六千円の減額でございます。

が、これは多摩工業高校の近くを新しく買収いたしまして道路を新設しようというところで計画したものでありますが、当初八百五十平方メートルとして予定してきたが、実質的には七百五十一平方メートルということになり、結果的に減額となったものでございます。これには民有私道の買収が一部あり、福東のテニスコート場の隣の道ですが、現在は道路になっているが百六十五万円ということで、差し引くとして五百七十一万六千円の減となったわけがあります。緊急道路整正備費で十五万一千円の補正ですが、これは人件費であります。

次に、都市計画総務費で六十八万四千円、これも人件費の補正です。公団管理費で十七万六千円の増ですが、人件費の補正です。緑地整備費で百万円の増、これは仮称加美緑地の新設工事費で水道局との境界がむずかしくなっております。当初の測量は要らないだろうと予定していたが、どうしても測量をしないと出ないということ。百万円を計上いたしました。

以上で建設関係の説明は終わりました。

次に、経済関係でございますが、関係課長より、総務費のうち統計調査総務費として十二万一千円の補正でございます。これは六月期の期末手当の差

額分でございます。

農林水産業費の農業総務費で二十六万円、これも同じく人件費の補正でございます。

次に、商工費の商工総務費で十九万七千円の補正、これも職員手当の差額分の補正でございます。

以上で経済関係の説明は終わりました。

委員の中より、加美緑地について説明があったが、詳しく説明願いたい。

関係課長より、仮称加美緑地の新設工事に要する経費ですが、この補正については全体の面積をはかるべき測量委託の百万円ですが、本年度、防衛の補助金をいただく事業で全体計画として一万二千平方メートルの用地代工事費を含めて七億二千八百二十四万四千円となっております。本年度当初で用地費が五百十六平方メートルとして二千九百七十七万四千円が用地買収費となっております。この新設工事にかかる事業は五十六年度から五十九年計画で六十年までというわけで、この用地の権利者は五人となっております。

以上で説明は終わりました。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく本議案中、建設委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、本委員会の決定どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。報告いたします。

○議長(末次性男君) 次に厚生委員長 指田保雄君。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、議案第九十二号昭和

五十六年度福生市一般会計補正予算(第三号)中、厚生委員会付託分に関する審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただき、補足して御説明申し上げます。

(議案不審査報告書)別添参照

当委員会付託分は、総務費の一部及び民生費、衛生費であり、関係部課長より説明を受けた後、質疑を行ったものであります。その大要は次のとおりであります。

説明によると、十九ページの生活実習室であるが、入室希望者が六名などというところであるが、オーバーした場合は大丈夫か。また、補助金ということであるが、性格的に沿わないとも考えられる。運営等について社協とよく話し合って進めると思うが、今後問題が残らないよう十分注意してもらいたいと思うが、どのように考えているか。

二十二ページの特別手当は六人の五百円アップの四ヶ月分ということであるが、そうすると一万二千円であり、六万七千円の計上はおかしいのではないか。

二十四ページ、公害対策費のテレビ共同受信施設設置工事の設計委託料であるが、調査費と説明されたが、歳入の方は工事費となっている。この点、どうなっているのか等々の質疑に对し、「手をつなぐ親の会」との話し合いの時点では十三名の希望者があるわけですが、実際には六名と推定している。全員が登録されても、こういう施設は父母及びボランティアの方々で熱心にやっていることが視察等で認識されているところであり、指導員一名、臨時が一名であるが、十分対応できると考えている。

御指摘の運営等については、運営要綱を設定し、また、地上権、借地権等

について法的に権利等が発生しないよう十分注意して所期の目的が達成できるように努力をしていく。

国の予算が、まだ建物が完成していないので工事費まで組まれているわけですが、基地対策委員会、運動により、防衛施設庁も、それでは何とかしなければならぬということで、国庫負担金ということになっていた。

付近の障害の調査を行っているところであるが、後ほど工事費の方も確定してまいるところであります等の答弁があった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告となり御可決賜りますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(末次性男君) これより三時まで休憩いたします。

午後二時五十一分 休憩

午後三時三分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号については、各委員会報告ど
おり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号は、

各委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十一議案第九十三号昭和五十六年度福生市国民
健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から
報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、議案第九十三号につい

て審査の御報告をいたします。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本補正予算は、議案第九十一号に関連するものであり、各例改正に伴う
歳入分一千二百五十九万と繰越金の当初予算計上分を差し引いた二千四百九
十九万一千円の補正であります。

また、歳出においては六月期期末手当等の不足分及び国庫支出金の精算返
還金の補正であるとの説明を受けた後、質疑に移りましたが、一般会計からの
繰り入れについて今後十分な検討をしていただくことの要望が出されましたが、御
異議がないようですので、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案
のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決くださいますようお願いい
たしまして、審査報告をいたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十三号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十二議案第九十四号昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画改正理事事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から

報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名をいただきましたので、議案第九十四号昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画改正理事事業会計補正予算(第二号)について御報告申し上げます。

本議案に対する当委員会での審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

関係課長より、今回の補正の大きなものは歳入においては繰越金と加美平地区の換地精算金でございます。歳出は職員の人件費と換地精算金の交付で歳入歳出二百四十二万七千円を追加し、総額を九千二百二十六万二千円と定めます。るものでございます。

歳入でございますが、繰越金といたしまして百八十七万七千円、これは前年度からの繰越金。諸収入の雑入として換地精算徴収金五十五万円の補正、これは加美平

地区数正理事業に伴う換地精算金の徴収金が分割納入者から前年度分において繰り上げ償還があったものの補正でございます。

歳出でございますが、総務費の一般管理費で三十一万八千円の補正であります。が、担当の職員四人分の人件費、いわゆる期末手当に伴うものであります。

諸支出金の換地精算交付金で五十五万円の補正ですが、内容としては、負担金、補助金及び交付金で一千万、これは歳入との関連の端数数正理。繰出金として五十四万九千円の補正、これについては五十四年度におき、議会の御了承をいただき、一般会計から立てかえ方式をとらせていただいているが、加美平地区区画数正理による換地精算交付金と一般権利者への交付金を一括払いたしたが、今回、徴収金が増えたために一般会計に繰り出すことになりましたが、繰り上げ償還がで、ましたので、これをもって一般会計に繰り出すということでございます。

以上のような説明があり、本末についてはお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のようにより原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十四号は、委

員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第十三議案第九十五号昭和五十六年度福生市

下水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本末については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名をいただきましたので、議定第九十五号昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)について、審査報告をさせていただきます。

本議定書に対する当委員会審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について大略を御報告させていただきます。

(議定書審査報告書) 別添参照

理事者側より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下の川の野島さんのかけ崩れは、面積はどのくらいか。

部長より、面積でございますが、幅十五メートル、高さ八メートルで約百四十平方メートルが危険箇所でございます。なお、全員にて現地視察を行いました。

委員より、国庫補助金の関係につき、こう解釈していいかどうか——当初で二億三千万円、その十分の六の補助率で一億三千八百万円を当初予算で組んでおるわけで、それが二億二千万円で実施できるわけで六百万円を減額したと。それ

に伴って事業の減となれば起債の方も減額になるのではなからうかと考へますが、その点、関係を説明願いたい。それから、都の補助金、これは当初で二千万円、それが同額のものがついてくるということですが、これは補助率があるものかどうか。

関係部長より、第一点の国庫補助金ですが、当初二億三千万円の計画をしたわけですが、これが二億二千万円と相なるといふことで〇・六を掛けてみますと六百万円の減額ということ、それから、起債の方ですが、補助金分としては国庫対象分で二億三千万円から一億三千八百万円の補助金の額を引きまして九千二百万円となり、その八五%が起債対象で、これが七千八百二十万円となります。これが二億二千万円でありますから、補助金の二億三千二百万円を引きました八千八百万円、これの〇・八五の割合ですので七千四百八十万円となる。そうしますと三百四十万円の減額ということ。それから、単独分としては、工事費として一千万円を増額し、それが〇・九の割合で九百万円を差し引きすると五百六十一万円の起債において増といふことでございます。

それから、都の関係ですが、事業費から起債分を引きました残りの二分の一と、いうことでございます。補正前の額が二億円、そのうち一千八百万円が起債として